

今朝の読売新聞の記事によると、厚生労働省は、新型インフルエンザワクチンの接種を、国と委託契約を結んだ医療機関に限って行う方針を固めたという。対象の医療機関は市町村や地域の医師会が選ぶという。

これは、ワクチンの供給量に限りがあるためやもうえない措置だが、優先順位を決めるのは非常に難しい問題だ。とりあえず、最優先とされるのは、医療従事者。次に、糖尿病やぜんそくなどの持病のある人や妊婦。そして、1歳～就学前の小児、1歳未満の乳児の両親となっているが、これらを全部合わせると1900万人。これに対して、年内の生産量は最大1700万人分しかない。現在、ワクチンの緊急輸入も計画されているが、そうしたとしても供給は12月下旬以降の見通しになる。

新型インフルエンザ（スウィン・フル）の感染拡大は続きそうなので、十分、注意が必要だ。